

いじめ問題への対応の手順

いじめ行為の未然防止のための取り組み

- いじめ行為を生まない楽しい学校づくり
- 児童生徒への啓発
- 個性や障がいを認め合う寛容の精神の醸成
- 教職員間の共通理解

いじめ行為の早期発見のための取り組み

- 当該児童生徒からの訴え
- 教職員間の連携
- 保護者との連携
- 周囲の児童生徒からの報告
- スクールカウンセラー等からの報告

一次対応（初期対応）

被害児童生徒

- 事実関係の把握
- 安全確保
- 心のケア

教育委員会との連携

保護者

- 事実関係の報告
- 家庭への協力要請

いじめ対策サポート班

- 共同体制の確立
- 指導方針の決定

加害児童生徒

- 事実関係の把握

関係する児童生徒

- 事実関係の把握

関係機関との連携
(児童相談所・警察等)

二次対応（短期対応）

被害児童生徒

- チームによる観察・支援
- 安全確保
- 心のケア

学級・学年での指導

- 当事者意識の高揚

保護者

- 取組の経過報告
- 情報交換
- 保護者会等の実施

- 共感的人間関係づくり

加害児童生徒

- いじめ行為の態様に
応じた指導・支援
- 心のケア

三次対応（長期対応）

被害児童生徒

- 継続的な観察・支援
- 心のケア

保護者

- 定期的な連絡
- 情報交換

加害児童生徒

- 継続的な指導・支援
- 心のケア

学級・学年・学校での指導

- 全教職員で児童生徒を見守る体制作り

いじめ問題の解決